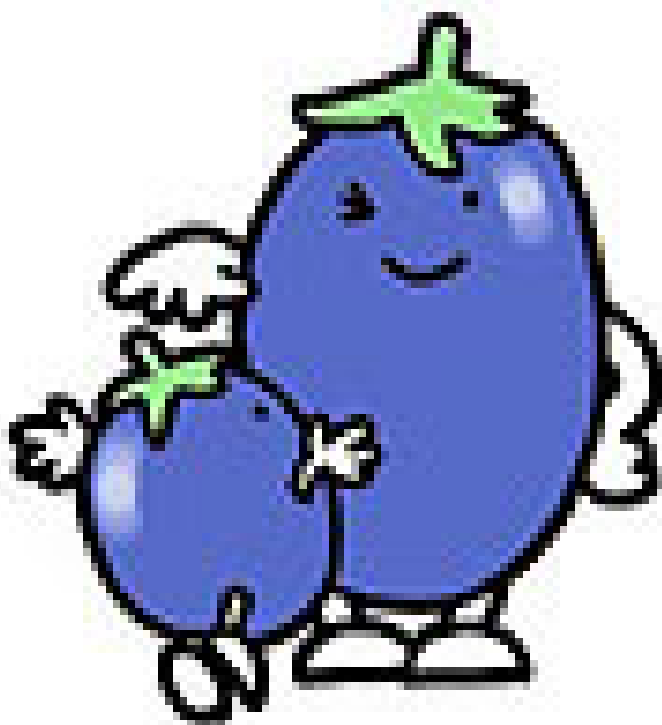


生産緑地について



安城市役所 都市計画課

I はじめに

生産緑地地区とは、市街化区域内の農地で、良好な住環境の確保のために保全して行く農地のことです。その一方で、生産緑地地区以外の市街化区域内の農地は住宅・宅地供給の促進を図る農地として、生産緑地地区とは区別されています。

II 生産緑地地区の行為制限と管理義務

生産緑地地区を所有、又は耕作している人はその農地を適正に管理することが義務付けられています。（生産緑地法第7条）そこで、農地が荒廃しないように、休耕等の場合にも適正な農地としての管理をお願いします。

◆ 管理義務を怠ると罰則規定（生産緑地法第19条）を適用される場合もあります。

生産緑地地区は、行為制限（生産緑地法第8条）により建物の建築や宅地造成などが禁止されています。ただし、農業倉庫などの農業施設については、周辺の生活環境の悪化の恐れがないことを条件に許可を受けて設置することができます。（延べ床面積が90㎡未満の場合は生産緑地法による許可不要）

III 生産緑地地区の買取について

生産緑地地区を継続することが困難になった場合、農業の主たる従事者（*1）の死亡や故障（*2）を理由に市長に対して、時価で生産緑地地区を買取るよう申出することができます。

この買取には、買取申出と買取希望の2つの制度があります。

*1 農業の主たる従事者 … ①その生産緑地地区の農業経営に欠くことのできない者（所有権又は経営権を有する者）

②農業経営の中で主要な働き手である者
（小作人も含む）

・ 農業は家族を中心とした共同経営が多いため、主たる従事者は所有者だけでなく、他の働き手にも認められることもあります。

*2 故障 … 農業に従事することが不可能な故障は以下のとおりです。
(生産緑地法施行規則第4条)

ア) 両眼の失明

イ) 精神の著しい障害

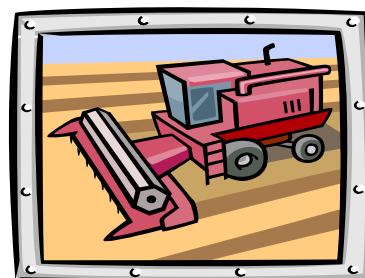
ウ) 神経系統の機能の著しい障害

エ) 胸腹部臓器の機能の著しい障害

オ) 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

カ) 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

キ) 1年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの



1 買取申出の制度（生産緑地法第10条）

生産緑地地区の指定から30年経過したとき、又は農業の主たる従事者が死亡若しくは、農業に従事することが不可能な故障をしたときに申出ができます。申出後、地方公共団体等、他の農業従事者が買取をしない場合は、申出日から起算して3ヶ月後に生産緑地の行為制限が解除されます。

(1) 買取申出ができる要件

○生産緑地に指定されてから30年を経過したとき。

(平成4年12月4日指定)

○農業の主たる従事者が死亡、農業に従事することが不可能な故障をした場合。

(2) 買取申出をすることができる人

生産緑地地区の所有者です。相続が発生し、所有権の移転登記がされていない場合は遺産分割協議書等に基づいて申出を行ってください。

ただし、その土地に所有権以外の権利がある場合は、権利者の同意書が必要になります。

(3) 買取申出できる生産緑地地区の規模

生産緑地地区の一部又は全部を買取申出することができます。

一部買取申出の場合、残地面積が500㎡以上あれば生産緑地地区を続けることができます。

2 買取希望の制度（生産緑地法第15条）

生産緑地法第10条の買取申出ができない場合でも、農業従事者の疾病や日照の問題など、特別の事情があるときは、市長に対し買取希望の申出をすることができます。

ただし、地方公共団体等、他の農業従事者により買取がされない場合は、引続き生産緑地地区として取り扱われます。

IV 固定資産税・都市計画税と生産緑地地区について

固定資産税や都市計画税について、生産緑地地区については特別措置が講じられています。ただし、買取申出などにより生産緑地地区の行為制限が解除になった場合は宅地並み課税になります。

（詳細は資産税課 土地係まで Tel；71—2256（ダイヤルイン）

生産緑地法 （抜粋）

第7条 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。

第8条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。

- 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 2 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 3 水面の埋め立て又は干拓

第19条 次の各号の1に該当する者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する

- 1 第8条第1項の規定に違反した者

【お問合せ】

安城市役所都市整備部都市計画課

TEL（0566）71—2243（ダイヤルイン）

FAX（0566）76—0066